事務事業ID
1711

令和 2 年度

事務事業評価シート

令和 2 年 7 月 3 日作成

事務事業名	被災跡地土地利用計画策定事業	☐ 実施計画登載事業	☐ 総合戦略登載事業
政策体系 政策名	02 安心が確保されたまちづくりの推進	事業期間	予算科目 会計 / 款 / 項 / 目 / 事業
政策体系 施策名	07 ともに支え合う地域づくりの推進	☐ 単年度のみ	01 / 08 / 05 / 01 / 00
政策体系 基本事業名	05 人にやさしいまちづくりの推進	☐ 単年度繰返 (開始 年度～)	
根拠法令	都市計画法	☑ 期間限定複数年度 【計画期間】 27 年度 ～ R2 年度	事務事業区分
所属 部課名	災害復興局 土地利用課	※全体計画欄の総投入量を記入	A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 (E) 一般(A～D以外)
所属 課長名	松川 伸一		
所属 係名	調整係 / 電話 0192-27-3111		
所属 担当者	佐藤 貴裕 / 内線 337		

事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

①東日本大震災津波によって被災した土地(被災跡地)について防災集団移転促進事業により買取りを行っている。
②この買取りを行った土地は散在している状況であり、これらの土地の利活用方法については、地元復興委員会の住民側と関係機関・団体との意見交換や意見調整を経て、被災跡地土地利用計画を策定することとしている。
③事業費は、地元復興委員会等との意見交換会運営支援(資料作成、記録)、地域説明会及び地区懇談会運営支援(資料作成、記録)、復興交付金事業申請資料の作成などの業務委託料である。

全体計画(※期間限定複数年度のみ)

総投入量(千円)			
事業費 財源内訳	国庫支出金		
	都道府県支出金		
	地方債		
	その他	101,815	
	一般財源	25,457	
	事業費計 (A)	127,272	
人件費	正規職員従事人数	74	
	延べ業務時間	91,600	
	人件費計 (B)	366,400	
トータルコスト(A)+(B)		493,672	

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

地元復興推進組織等との意見交換や、事業実施のための土地集約、土地利用計画に登載した事業の測量・工事等を行うとともに、被災跡地土地利用計画の地域説明会及び議会説明を行う。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

前年度と同様

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

	名称	単位
ア	意見交換会の開催回数	回
イ	地区懇談会の開催回数	回
ウ		

② 対象(誰、何を対象にしているのか)＊人や自然資源等

被災跡地

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

	名称	単位
カ	被災跡地土地利用計画を策定した地区数	地区
キ		
ク		

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

策定した計画に基づき、各種事業を実施することにより、被災跡地の有効な利活用が図られる。

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

	名称	単位
サ	土地利用計画登載事業数	事業
シ	事業実施数	事業
ス	廃止・中止事業数	事業

④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

被災跡地の有効な利活用と、秩序ある土地利用の推進が両立し、該当する地区の復興が促進される。

(2) 総事業費・指標等の推移

		年度 / 単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(目標)
投入量 事業費 財源内訳	国庫支出金	千 円						
	都道府県支出金	千 円						
	地方債	千 円						
	その他	千 円	53,519	0	35,927	2,358	2,754	7,257
	一般財源	千 円	13,381	0	8,983	590	689	1,814
	事業費計 (A)	千 円	66,900	0	44,910	2,948	3,443	9,071
人件費	正規職員従事人数	人	14	14	13	13	10	10
	延べ業務時間	時 間	19,600	16,800	15,600	15,600	12,000	12,000
	人件費計 (B)	千 円	78,400	67,200	62,400	62,400	48,000	48,000
トータルコスト(A)+(B)		千 円	145,300	67,200	107,310	65,348	51,443	57,071
⑤活動指標	ア	回	85	64	56	39	49	30
	イ	回	8	2	0	2	2	0
	ウ							
⑥対象指標	カ	地区	5	5	0	2	0	0
	キ							
	ク							
⑦成果指標	サ	事業	27	27	27	31	35	35
	シ	事業	4	10	14	24	28	28
	ス	事業	0	2	0	0	0	0

(大船渡市)

事務事業ID	1711	事務事業名	被災跡地土地利用計画策定事業

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

東日本大震災からの早期復興を図るため、まず住宅再建及びなりわいの再生を進めている。住宅再建の一つの手段である防災集団移転促進事業により、市では被災跡地の買取りが行っているが、それらの取得した土地の利活用を検討する必要が生じたことから、被災跡地利用基本計画を策定し、各種事業の導入を検討する必要が生じた。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

大規模な被災により、被災地域を中心とした生活・経済環境が、震災前と比較して大きく変化した。

多くの地区で住宅再建やなりわいの再生が進捗し、被災跡地の利活用を検討する復興推進組織等が設置され、活発に意見交換等が継続して行われるようになった。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？

各地区における被災跡地利用基本計画における多目的広場の整備、景観への配慮、避難路の整備、観光資源の開発・有効活用について意見が寄せられている。住民側からは被災跡地土地利用計画に住民意向を的確に反映しながら推進するするよう求められている。

また、事業実施の財源として、一般財源の支出はほとんど見込めないことから、復興交付金等の活用が求められている。

2 評価の部（SEE）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】	各地区の特性に応じた土地利用の推進について、各地区の復興推進組織等と意見調整しながら進めるとともに、適正な被災跡地の利活用を図るよう誘導している。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】	市が市有地を含む被災跡地について、土地利用計画を策定することにより、都市計画法等に基いた秩序ある活用とともに、民有地と一体的な土地の利活用を図っている。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】	被災跡地土地利用計画策定事業は、防災集団移転促進事業の買取りにより生じる被災跡地について、その利活用を図るものであることから、対象は適切である。また、事業の実施により、震災復興が図られることから意図も適切である。
有効性評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☑ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】	策定される土地利用計画の個別事業について、実施するための財源目途がない場合もあり、一方で、地域要望が強い事業である場合もあることから、策定段階で住民合意と財源確保を調整するため、ワークショップの開催など委託内容を工夫する必要がある。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☑ 影響有 ⇒【その内容】	無秩序な土地利用が図られる恐れがある。また、被災跡地の利活用が図られず、土地が遊休化し、市の維持管理負担が増加する恐れがある。
効率性評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】	実質全額国費で賄われるが、本事業費の大半を占める委託料は、必要最小限の業務と経費によるものである。
	⑦ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】	すでに一部業務を外部委託しているほか、他自治体からの派遣職員が従事している状況にあることから、削減の余地はない。
公平性評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】	被災跡地土地利用計画策定事業は、特定の者に利益をもたらすものではなく、広く公益に資するものである。 また、計画に登載される事業の条件として、一部の整備施設の維持管理は地元住民が行うこととしており、適正な費用負担を求めている。

3 今後の方向性（次年度計画と予算への反映）(PLAN)

(1) 改革改善の方向性

1 現状維持
2 改革改善（縮小・統合含む）
3 終了・廃止・休止

(2) 改革・改善による期待成果

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。
（終了・廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上		●	
維持			×
低下		×	×

(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

被災跡地利用計画を未策定の地区においては、復興創生期間の終期を見据え、復興推進組織等と協議しながら、当該計画の策定を見送るなど、通常の要望対応に切り替えていく。

計画に登載した事業のうち、未着手の事業については、令和2年度完了を目指して事業を進める。

4 課長等意見

(1) 今後の方向性

1 現状維持
2 改革改善（縮小・統合含む）
3 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

計画の策定については、地元住民や関係機関等との調整に努めるとともに、整備する施設の財源から活用・管理方法まで、総合的な検討が必要であり、創意工夫が求められる。

（大船渡市）